

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	33
○土地改良法による国営換地処分……………	(農業施設管理課)	33
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	33
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	33
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	34

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		37
------------------------	--	----

告 示

北海道告示第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和2年1月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和2年1月14日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
川上大栄	区画整理、客土、暗渠排水	北海道オホーツク総合振興局
三井越川	同	同

北海道告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、妹背牛町妹背牛地区1工区の換地処分をした。

令和2年1月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第26号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年

法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年1月14日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 苫前郡苫前町字力屋304の1・304の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び苫前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第27号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年1月14日

北海道知事 鈴木直道

- (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
貫気別川3の沢川（Ⅱ-32-0250）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡豊浦町字美和、字大和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
橋の沢川（Ⅱ-32-0290）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡豊浦町字大和、字山梨（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
加藤の沢川（Ⅱ-72-1090）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺蘂町泉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
国井の沢川（Ⅱ-72-1520）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺蘂町瑞穂（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
十線曲りの沢川（Ⅱ－72－1530）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺蘂町丸山（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
黒瀬の沢川（Ⅱ－72－1540）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺蘂町丸山（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
宮下町東の沢川（Ⅲ－72－034）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺蘂町宮下町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第28号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年1月14日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小鉾岸川2の沢川（Ⅱ－32－0160）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡豊浦町字大岸（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
貫気別川2の沢川（Ⅱ－32－0240）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡豊浦町字新山梨（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
壮滝別奥川（Ⅱ－32－0260）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡豊浦町字美和、字山梨（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
豊浦大岸1（Ⅱ－3－188－1361）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡豊浦町字大岸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
豊浦大岸2（Ⅱ－3－189－1362）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡豊浦町字大岸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 豊浦新山梨（Ⅱ－3－197－1370） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 虻田郡豊浦町字新山梨（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留辺蘂泉1（Ⅰ－7－92－2586） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺蘂町泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留辺蘂豊金1（Ⅰ－7－93－2587） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺蘂町豊金（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留辺蘂宮下1（Ⅰ－7－94－2588） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺蘂町宮下町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留辺蘂宮下2（Ⅰ－7－95－2589）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺蘂町宮下町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留辺蘂宮下3（Ⅰ－7－96－2590） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺蘂町宮下町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留辺蘂宮下4（Ⅰ－7－97－2591） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺蘂町宮下町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留辺蘂豊金2（Ⅰ－7－98－2592） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺蘂町豊金（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留辺蘂豊金3（Ⅰ－7－99－2593） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺蘂町豊金（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留辺薬泉2（Ⅱ－7－113－1960） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺薬町泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留辺薬宮下5（Ⅱ－7－114－1961） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺薬町宮下町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留辺薬宮下6（Ⅱ－7－115－1962） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺薬町宮下町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留辺薬豊金4（Ⅱ－7－116－1963） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺薬町豊金（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留辺薬宮下7（Ⅲ－7－44－680） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺薬町宮下町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留辺薬宮下8（Ⅲ－7－45－681） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺薬町宮下町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 金華4の沢川（Ⅱ－72－1060） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺薬町金華（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 寺院の沢川（Ⅰ－72－1080） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺薬町泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
---	--

総合振興局告示及び振興局告示

北海道十勝総合振興局告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年1月14日

北海道十勝総合振興局長 三 井 真

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
治水GISシステム端末機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 2台分
- 2 落札を決定した日
令和元年12月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社朝日
 - (2) 住 所 帯広市西7条南5丁目2番地
- 4 落札金額
17,600円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年11月25日付け北海道十勝総合振興局告示第89号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課
 - (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地